

令和3年（2021年）9月1日

各 位

生涯学習課長

生涯学習センターの利用制限について（通知）

政府が神奈川県に対し「緊急事態宣言」を延長したことに伴い、次のとおり生涯学習センターの制限を追加します。

御利用者の皆さまには、御不便等をおかけいたしますが、引き続き御理解・御協力をお願いいたします。

1 対象期間 緊急事態宣言が神奈川県に発令されている期間

2 対象期間中の対応について

(1) 新規予約の制限 **原則9月中の使用に係る新規予約を中止（追加）**

※既存の予約については、利用を可能としますが、別紙「生涯学習センターの利用に際してのルールについて」を十分に御理解のうえ、御利用いただきますようお願いいたします。

※10月1日以降の予約は、可能としますが、緊急事態宣言が延長された場合は、施設の利用を制限する場合があります。

(2) 利用時間 **原則20時まで**

※利用時間の変更に伴う施設使用料の減額は、行いません。

※緊急事態宣言下であることを踏まえ、利用可能時間においても、可能な範囲で利用時間の短縮に努めていただきますようお願いいたします。

(3) 利用人数の制限 **定員の50%以下**

(4) 施設使用料の還付・振替について

緊急事態宣言下であることを踏まえ、利用を取りやめる若しくは利用日の振替を希望される場合は、**利用当日まで**にセンター受付へお申し出ください。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由として利用を取りやめる場合には、全額を還付いたしますので、平日の9時～17時の間に「施設使用許可証」、「代表者の方の御印鑑」、「口座番号の分かるもの」を生涯学習センターへ御持参ください。

3 施設利用のルールについて

その他、施設利用に際してのルールは、別紙「生涯学習センターの利用に際してのルールについて」を御参照いただき、内容を御理解いただいたうえで、御利用くださいますようお願いいたします。

小田原市文化庁生涯学習課  
生涯学習センター本館（けやき）  
担当：林・藤澤  
電話：0465-33-1721